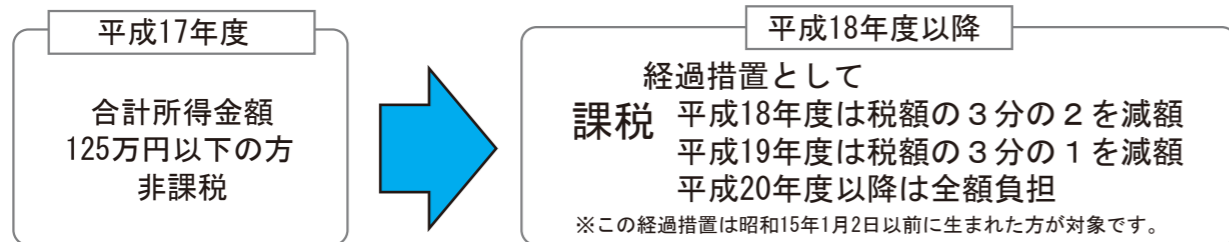


■市県民税の老年者非課税措置の廃止(経過措置が取られています)……税負担が増えます

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で前年の合計所得が125万円以下の方は、平成17年度まで市県民税は非課税でしたが、年齢にかかわらず公平に負担を分かち合うという観点から、この制度が平成18年度に廃止されました。ただし、急激な税負担を緩和するため、経過措置が取られています。



税制改正による所得税と市県民税の例

給与所得の場合《単身者の場合》

給与収入	税源移譲前(定率減税あり)		
	所得税	市県民税	合計
300万円	111,600円	63,600円	175,200円
500万円	232,200円	154,700円	386,900円
700万円	426,600円	291,000円	717,600円
1,000万円	858,600円	531,000円	1,389,600円

年金収入の場合《単身者(65歳以上)の場合》

年金収入	税源移譲前(定率減税あり)		
	所得税	市県民税	合計
150万円	0円	0円	0円
200万円	19,800円	5,400円	25,200円
240万円	52,200円	10,900円	63,100円
280万円	84,600円	49,700円	134,300円

給与収入	税源移譲後(定率減税なし)			増加額
	所得税	市県民税	合計	
300万円	62,000円	130,500円	192,500円	17,300円
500万円	160,500円	264,500円	425,000円	38,100円
700万円	376,500円	408,500円	785,000円	67,400円
1,000万円	856,500円	648,500円	1,505,000円	115,400円

年金収入	税源移譲後(定率減税なし)			増加額
	所得税	市県民税	合計	
150万円	0円	0円	0円	0円
200万円	11,000円	18,900円	29,900円	4,700円
240万円	29,000円	42,900円	71,900円	8,800円
280万円	47,000円	100,500円	147,500円	13,200円

※増加額は、定率減税廃止による増額

※増加額は、定率減税廃止および老年者非課税措置の廃止による増額

給与所得の場合《夫婦と子ども2人(うち1人が特定扶養親族)の場合》

給与収入	税源移譲前(定率減税あり)		
	所得税	市県民税	合計
300万円	0円	12,300円	12,300円
500万円	107,100円	74,300円	181,400円
700万円	236,700円	185,300円	422,000円
1,000万円	608,400円	420,000円	1,028,400円

年金収入の場合《夫婦2人(本人65歳以上、70歳未満の配偶者を扶養)の場合》

年金収入	税源移譲前(定率減税あり)		
	所得税	市県民税	合計
200万円	0円	0円	0円
220万円	1,800円	1,300円	3,100円
240万円	18,000円	5,800円	23,800円
280万円	50,400円	34,500円	84,900円

給与収入	税源移譲後(定率減税なし)			増加額
	所得税	市県民税	合計	
300万円	0円	13,000円	13,000円	700円
500万円	59,500円	139,500円	199,000円	17,600円
700万円	165,500円	297,500円	463,000円	41,000円
1,000万円	578,500円	537,500円	1,116,000円	87,600円

年金収入	税源移譲後(定率減税なし)			増加額
	所得税	市県民税	合計	
200万円	0円	0円	0円	0円
220万円	1,000円	2,600円	3,600円	500円
240万円	10,000円	19,200円	29,200円	5,400円
280万円	28,000円	65,000円	93,000円	8,100円

※増加額は、定率減税廃止による増額

※増加額は、定率減税廃止および老年者非課税措置の廃止による増額

※一定の社会保険料が所得から控除されるものとして計算しています。  
 ※市県民税額には均等割が含まれています。  
 ※老年者非課税措置廃止に伴う経過措置を適用して計算しています。

平成19年から所得税・市県民税が変わります

税務課 022-1313

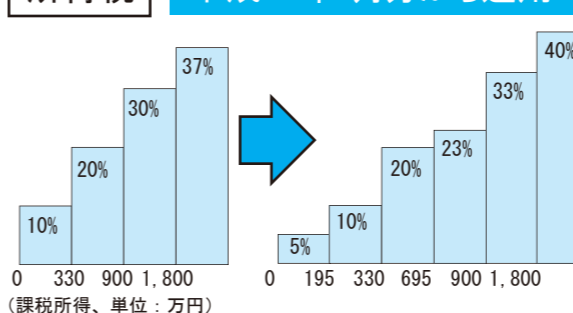
■何がかわるの？

「地方でできることは地方に」という方針で進められてきた「三位一体の改革」の一環として、国から地方へ税源移譲が実施されました。

具体的には、所得税と住民税の税率を変えることで、国に納めている「所得税」の一部が、地方へ納めている「住民税」へ移し替えられています。しかし、本市の財源総体としては地方交付税などの削減があり、増減はありません。

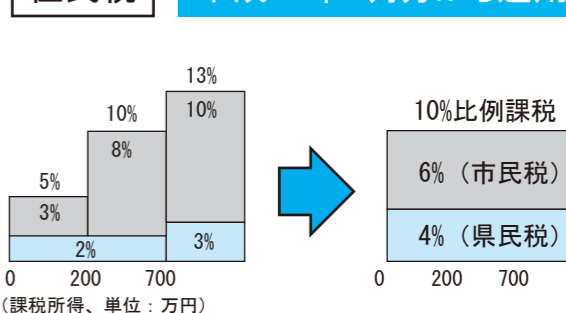
この税源移譲により、地方自治体はより地域の実情に合った行政サービスを効率的に行えるようになります。

所得税 平成19年1月分から適用



4段階の税率を6段階に細分化

住民税 平成19年6月分から適用



3段階の税率から一律10%に

■税負担はどうなるの？

税率が変わることで、ほとんどの方は所得税が減り、市県民税が増えます。所得税と市県民税の納める額が変わりますが、個々の納税者の負担額の合計(所得税+市県民税)は税源移譲では基本的に変わりません。

※一定の所得以上の方については所得税が増え、市県民税が減る場合もあります。

■いつから変わるの？

		所得税	市県民税
給与所得者	普通徴収	平成19年1月の源泉徴収分から減ります。(毎月源泉徴収)	平成19年6月分から増えます。(納期:6月、8月、10月、翌年1月)
	特別徴収	平成19年1月の源泉徴収分から減ります。(毎月源泉徴収)	平成19年6月分から増えます。(毎月特別徴収)
年金受給者		平成19年2月の源泉徴収分から減ります。(2カ月ごとに源泉徴収)	平成19年6月分から増えます。(納期:6月、8月、10月、翌年1月)
事業所得者		平成20年2月~3月の確定申告で減ります。※予定納税の場合は、平成19年7月から減り、確定申告で精算します。	平成19年6月分から増えます。(納期:6月、8月、10月、翌年1月)

※市県民税の納付方法は、毎月給与から差し引かれる特別徴収と納付書で年4回納付する普通徴収があります。

■定率減税が廃止されます……税負担が増えます

定率減税は、平成11年に景気対策のため導入されましたが、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。

